

文 献 資 料 介 紹
〈第19回〉

種子島家譜たねがしまかふ

(屋久島関係抜粹)

山本秀雄やまもとひでお

種子島の種子島家に、『種子島家譜』というがある。種子島家初代信基より二十七代守時の代に至る数百年の記録であり、全八十九巻(漢文)から成っている。内容は政治・経済・殖産興業・風俗・宗教・学芸・教育・武道・工匠等、また年中行事・冠婚葬祭・交通貿易・天災地変・疫病鬼道等に及び、地域的には種子島・屋久島はもとより、北は関東・奥州、南は奄美・沖縄、外は中国・朝鮮等広汎に及んでいる。

今鹿大文理学部研究紀要『文科報告』第三号(昭和二十九年三月)、増村宏の「種子島家譜について」から引いて、家譜の貴重さを記すと、『家譜』は徳川時代の全期を中にはさんで、中世より近代に至るまでの日本の歴史における重要な時期を通して、種子島が地理的特殊性を成しつつ、時代と共に如何に変転して来たかを大きく示している。……また、屋久種子両島については、好事家が神話と結びつけて、恣に解釈考証するは別として『日本書紀』以下の古書のうちにも散見するが、何れも断片的に過ぎない。家譜の詳細な記録によつて薩南・南海の古昔を明らかにしている……云々と。

屋久島が鎌倉時代以降室町時代まで、種子島家の領有に帰属していたことを思えば、『種子島家譜』は当時の屋久島の歴史を知る上に欠かせない史料といえよう。

実はこの『種子島家譜』には『正本』九十三冊、『副本』八十九冊(四

(注)『家譜正本』が昭和二十年の空襲で焼失し、その場所を草牟田町とした。これは他の書誌にいう高麗町と違つてゐるが、私が昭和三十年に故種子島時哲氏(元西之表市立図書館長)より恵与された資料に、『高麗町は誤りで草牟田町の寓居に於てであった』、と記しているから草牟田町を正しいものとした。

冊の違いにはここでは言れない)があつたが、『正本』は昭和二十年六月十七日の大空襲によつて鹿児島市草牟田町の種子島邸で焼失し、『副本』は西之表市の種子島邸に保管されて來たものだが、たまたま普及保存を目的に刊行準備のため鹿児島大学文理学部書庫(持出)にあつて、昭和二十七年四月二十四日早朝に發生した鹿児島市長田町の大火にあり罹災したのである。真にその痛恨事を書くことは忍びない。幸というか災禍の中から九冊は救われ、又一巻から二十六巻までの二十六冊は東京大学史料編纂所に写本があり、わけても助かつたのは種子島高校の鮫島宗美編集の訳文孔版本、『種子島家譜』全六冊があつたことで、それ等によつて直に復元編修がなされ、現在見られる『種子島家譜』が成つたことは大きな喜びといえる。

それでは『家譜鮫島本』から、屋久島に關係する記事を年次に従い抜き書きして紹介するが、屋久島と種子島の深いかかわりを、長い歴史を通じてこれほど確にとらえていた史料は少いと云える。残念ながら記事の全部を掲載出来なかつたことをお断りして置く。

種子島家譜

△ 時長 三郎一郎・播磨守

(9代)

△ 信基 時信・藏人頭・肥後守

(元祖)

○ 文正応仁間、日良法華を説く、時氏法談を聴くこと数回、之を信ずることますます深し、是に於て宗門を改む。三島（種子島・屋久島・恵良部）始めて法華に帰す。

△ 時氏 三郎一郎・左近将監

(11代)

○ 長享元年丁未十一月、本興寺日増上人来る。

△ 忠時 三郎五郎・左兵衛尉・武藏守

(12代)

○ 大永四年甲申、忠時屋久島に渡りて、九月楠川・吉田両城を築く。(二月工を始む)

△ 清時 左近將監・入道して長叟と名のる

(8代)

○ 応永十五年戊子十月八日、大守元久公、清時の忠節を賞して再び屋久

恵良部（旧領なり。何れの代に公領となれるか不詳）及び誓書を賜ふ。
事左に記す。

△ 惠時 左兵衛尉・加賀守・入道して意釣と名のる。

(13代)

○ 天文十二年癸卯、出雲守時速反す。河内守時行、之と密かに兵を称寝右近大夫重長に請ふ。重長、即ち自ら將として、兵二百余、船數艘を發し、三月廿二日夜、国上の浦田に襲来し浦岸に舍す。其の夜家成、密かに赤尾木に來つて父伯耆（家老）につぐ、伯耆驚き、屋久田（惠時・直時ここに在り）にいたり、惠時に告ぐ、惠時思惟して云ふ「吾れ遠慮あり、しばらく讐（あうご）を避けん。卿等、直時に従ひて防禦の術を議し、軍卒を指麾せよ」と、即ち浜津脇に到りて扁舟に乘じ、屋久島に渡りて其の仇を避く、（従者数十人）、是に於て直時（後時堯と改む）内城を守りて防戦す。事は直時の譜に詳なり。



○ 天文十三年甲辰正月四日、惠時・時堯、肥後下総守時典をして屋久島に渡り、称寝の戍卒を撃たしむ。時典、軍兵を率ゐて島間より夜纜（ともつな）を解く、未明に楠川に到り、直ちに宮ノ浦河の上に涉りて、先づ其の戍卒を殺す。安房・芋生（栗生）・所々の戍兵、之を聞いて長田城に據り、防戦の具へを為す。時典、使僧を以て之を誘はしめて曰く、「若し戦はば

衆寡敵すべからず、何ぞ城を開き、身を全うして郷に帰らざる。然らば則ち船を催して袴寝に送らん」と、成卒等、勢微にして敵し難きを慮り、遂に諾す。是に於て揖師に命じて大船を艤し、密に船底をうがち、栓を以て之を塞がしめ、成卒をして之に乗らしむ。東北風に舟を發して、行くこと僅かに四五里・風不順のために回転して津ノ瀬（吉田と長田との間にあり・險隘の処）に到る。塞ぐ所の栓を發して即ち水手は岸に上る。船既に没して、成卒溺死する者許多なり。水練の者渚に上れば、伏兵を設けて以て之をみなごろしにする。屋久一島帰すること故の如し。

△ 時堯

直時・左兵衛尉・彈正忠・從五位ノ下・左近

（14代）

○ 天文十二年癸卯、出雲守時速、河内守時行逆心し、密かに袴寝重長を誘ふ、重長兵を率ゐて、三月廿一日の夜、国上の浦田に到る、廿二日、國上を發し、大峯・枳ノ峯を歷て、新城の坂口に来る、時に日高隱岐守及び其の弟（啞者・射を善くす）、従者一人出で戦ふ（隱岐の宅坂口に在り）、敵を殺こと十余人、遂に四人戦死す。敵進んで内城を囲み、急に之を攻む、事不意に發して城外の者之を知らず、僅かに近習宿衛の士、國上常陸助時武・其の子上総時充・其の弟九郎・津曲三河守・上里（本氏物部）肥前守・坂井（本氏日高）左京進・鮫島図書助義正・内田右衛門兵衛・西村壱岐守時弘・其の子織部丞時貫・野間伯耆守家続・日高甲斐守・有留伊賀守等、従卒五十余人のみ。直時（年十六）云く「當に萬死を出でて一生に会ひ、美名を後代に挙ぐべし」と、士卒を指麾して、防戦刻を移す。各々奮戦して敵四十七人を殺す。吾が兵死する者、国上九郎・鮫島図書、日高甲斐・有留伊賀・長野平左衛門・其の余十余人なり。其の中、鮫島最も強戦し、敵を切ること数人、深く敵中に入りて戦死す。長野は根占龍善と戦つて死す。敵勝に乘じて既に内城に乱入す。爰に於て各々脅議して、直時を（内田氏・直時を負ひて内城を出づ）妙久寺（内城の北に在り）に入れ將に本源寺の住持を召して、重長に使せしめんとす。住持来る事遅し、爰に泉州堺の旅客珠幸なる者（画工）あ

将監・入道して可釣と名のる。

（14代）

り、之をして重長に告げしめて云ふ「直時勢微にして力竭き、死を妙久寺に俟つ、請ふ、人をして監せしめんのみ」と、重長曰く「吾、直時に於怨無し、何ぞ死せん。予、恵時、無道にして民を苦しむと聞く、故に來つて罪を正し、恵時をして惡を懲りしめんと欲す。思うに祖先の由つて出づる所、旧兄弟なり、何ぞ鉢櫃を構へん、且つ今如し子と居を異にせば、或いは讒者之を問へん、冀くば同居して親を厚うせん」と、是に於て、重長を平山備中守友重（時に家老たり）の宅に居らしめ、直時は平山三河守友繼（備中守友通の子）の宅に従る。重長云ふ「図らずも斗戦して吾が銳士死亡するもの數十人、請ふ屋久三郡の一を割いて之を得ん。然らば則ち郷に帰りて死する者の後を賞せん」と、時弘・家続・津曲・上里・内田・野間等、胥議し詐りて曰く「直時の死を宥さば、何ぞ屋久一島を愛しまんや、尽く之を与へん」と、（是恢復の術なし、若し一郡を与へて、敵に一所に居らば、実にして彼に利あり、三郡に分散するは、虚にして我に利あり）、重長云ふ「一郡を求めて一島を得、是れ我が固より欲する所なり、願はくば直時の誓詞を得ん」と、時に上里（祐筆）誓書を作り、詐りて直時の印の為して、重長に与ふ（詐為の事・其の盟に反るを以ての故に、直時をして之を知らしめず、上里之を授く）、重長、欣然として之を再挙し、騎歩百五十人をして屋久島を戍らしむ、四月、重長郷に帰る。（翌年恢復の事・恵時の譜中に在り）

○ 袴寝重長、兵を竹島に渡して屋久島の一湊を侵し、又火を永良部に放つ、時に平瀬石見、永良部に在りて之を防ぐ、遂に敵の為に虜とせらる。袴寝に在ること数年、後に佐多の辺塚より独り丸木舟に乗りて帰る。（永禄九年）

○ 元亀年中

時堯、肥後守時典・上妻家続に命じて、屋久島長田ノ城を修せしむ。

△ 久時

克時・三郎一郎・左近大夫、入道して一琢と

（16代）

○ 文禄元年六月十四日、美座時成、徳永美作と朝鮮に渡る艦装の事を以

て口論し、竟に徳永を殺害して、屋久島に出奔す。弟時家行に従ふ。

(徳永は船奉行の下吏なりと云ふ)

○ 文禄二年癸巳五月、久時朝鮮に渡る。従士の中に宮之浦の五右衛門あり。

○ 文禄四年乙未三月、久時再び朝鮮に渡る、従士の中に陣僧として顕寿

寺(屋久長田)の日啓あり。

○ 文禄四年の秋、三州豪家の封地を改易すべきの台命あり。久時、種子島・屋久島・恵永良島より転じて薩州知覧院を領す。(島津右馬頭以久種子島に移りて屋久島・恵良部を領す)。

○ 慶長二年、この歳、西村兵部時智、屋久島より出奔す。(摂州尼ヶ崎に死す)。

○ 慶長四年己亥六月、久時、種子島・屋久島・永良部三島を賜はりて故に復す。是の時、大守公屋久永良部両島を借り、因つて證書を賜ふ。(時定之を收む、慶長十一年、久時の意に違ひ現和村に自殺するの時、焼失す)。然れども久時、家臣をして代官と爲し、毎歳銀八貫目を貢せしむ。

○ 慶長十七年壬子、夏、鹿児府の士中村与左衛門來りて屋久島永良部の代官となる。向に慶長四年假に公領と為るの時より、今年に至るまで家士をして交々、代官為らしむ。(初め弾右衛門時定五年・次に遠藤内六兵衛家成二年・次に古市次右衛門・渡辺勘右衛門三年、次に七助時元・羽生嘉右衛門良能三年、合して十三年)、是より官に属して、未だ復与らず、久時既に卒して忠時遺腹に在るの時なり。

△ 忠時 武藏守・左近大夫

(17代)

○ 寛永十年癸酉・九月廿九日、廻国上使小出対島守、城織部・能勢小十郎・国老川上因幡守久国、屋久島より島間に來り、翌日、赤尾木に到る。

△ 久時 栄時・三郎一郎・左近蔵人

(18代)

○ 元文二年丁巳四月十二日、檢使上床七兵衛、寺師次郎左衛門、屋久島より來りて旅人を点検し、五月鹿児府に帰る。

△ 久芳 髪して自遊と名のる。

○ 寛文六年丙午四月、鮫島吉兵衛家包、罪あつて屋久島に放流。

○ 貞享二年乙丑三月、屋久島の諸寺は往古より本源寺の末寺なり、然るに近年両本山に謀りて將に直末寺と為らんとす。是を以て両本山に問ふ。

○ 貞享三年丙寅二月十日、久時、屋久島の諸寺が両本山の直末寺に非ることを評定所に告ぐ。初め正建寺(屋久島の產詐りて屋久島の諸寺は、兩本山の直末寺たりと寺社奉行所に告げたりと聞く、其の故を正建寺に鞠問す。辭すること能はず。故に此に及ぶ。(今に至るまで吾が三ヶ寺、牛王を屋久島に送る、古へより末寺たるの證なり。(牛王^ニ牛王宝印)

○ 元禄十年丁丑六月、黒田永兵衛、川端伴左衛門屋久島より來つて、一島の船大小百廿五艘を点検す。

○ 元禄十五年壬午五月朔日、屋久島奉行碇山次右衛門久包、屋久島より來つて久時を訪ぶ。

○ 四日、久時の姉、碇山氏柏木氏を池上の宅(久時の姉の居処なり)に響應す。久時到る。隆直も亦席に陪す。この夜碇山氏屋久島に帰る。

△ 久基 義時・伊時・三郎一郎・左内・彈正・薙髪し

(19代)

て栖林と号す。

○ 正徳三年癸巳閏五月廿日、二階堂太兵衛、屋久島より來りて船を檢す。(船數大小百十一艘)六月三日帰る。

○ 享保十九年甲寅二月、屋久島は吾が旧領なるを以て、隨意に年々御勝手方の券書を以て材を賜ふ、其の煩はしきを以ての故に、今より以往、唯々屋久島奉行に告げて材を求めんと請ひて、之を許さる。御勝手方鎌田太郎右衛門、命を伝ふ。事、左に記す。

△ 久達 時春・意時・久陳・伝次郎・四郎助・太郎左衛門・彈正

(20代)

○ 元文二年丁巳四月十二日、檢使上床七兵衛、寺師次郎左衛門、屋久島より來りて旅人を点検し、五月鹿児府に帰る。

△ 久芳 包時・久馳・久方・八郎次・蔵人・左内・薙髪して自遊と名のる。

(21代)

○ 延享三年丙寅八月十七日、屋久島楠川平左衛門の船（四人乗）、住吉浦に來り、同廿三日、大風に逢ひて破船す。

○ 宝暦二年壬申十一月十一日、屋久島の船、馬毛島に破る。事官に達す。

○ 宝暦五年乙亥三月、大山源助、妻子を携へ屋久島に往きて生業を営む。時に高洲の太郎右衛門の船に乗りて將に鹿児府に赴かんとす。船を馬毛島につなぎて、屋久島の材（平木完料）を拾ふ。馬毛島を発して難風に逢ひ、坊之津に破船す。事、官に達す、即ち捕へらる。

○ 十月廿日、台所船（平木を載まんが為に屋久島に在り）を、屋久島宮之浦川口に破る。船奉行一人及び船頭等を遣はして、事を弁ぜしむ。

○ 宝暦七年丁丑九月一日、国老鎌田典膳、命を伝へて云ふ。「嚴に屋久島の材を盜むことを禁ずれども止まず、彼の地は種子島に隣る、久芳宜しく領内を検察すべし」と

○ 宝暦八年戊寅十一月廿一日、屋久島の御用船（船主は長田村の八太郎）、難風に逢ひて、能野（よきの）に破る。

○ 宝暦九年己卯六月廿四日、大山善兵衛、浜津脇の茂伝次、窃かに屋久島宮之浦の吉右衛門が船の載せ来る所の材を買ふ。事、發覺す。官命じて、錢各々二貫文を出して罪を購はしむ。

○ 宝暦十一年辛巳十一月十六日、屋久島の船、池田浦に破る。

○ 宝暦十三年癸未三月十九日、船改檢使町田勘左衛門、屋久島より來りて、一島の船を点検す、四月廿二日鹿児府に赴く。

○ 明和三年丙戌九月廿日、糺明奉行中野織右衛門、黒岩庄左衛門の令を以て、種子島の水手六人を鹿児府に送る。屋久島の材を盜むを糺すを以てなり

○ 明和四年丁亥三月十九日、糺明奉行梅上次助、令を伝えて、屋久島の材を私するの水手六人を赦す。

○ 安永三年甲午四月九日、船改檢使黒田市左衛門、屋久島より來る。

○ 安永九年庚子三月十五日、去歳正月廿七日、同じ二月、官・屋久島官庫より賜ふ所の材、詳かに其の始源を書して以て聞せよと命ぜらる、即

ち之を書して以て聞す。（一巻は御勝手方に、一巻は屋久島蔵に）、事左に記す。

○ 天明七年丁未八月十九日、唐山南京船吾が赤尾木に漂到す、廿四日赤尾木を發して山川港に赴くも暴風に遭ひて、再び國上の湊に漂来す。この日屋久島の船も亦浦田より發して、幸に山川港に至る。唐船の洋中風不順にして復た吾が地に帰るを見る故に事、官に聞ゆ、唐船破船すと聞き……問題となる後略

▲ 久照 庸時・久柄・鶴袈裟・彈正・佐渡

（22代）

○ 寛政五年癸丑三月廿一日、鹿児府の檢使平野六郎左衛門、屋久島より來りて、島の船大小を檢す。

○ 寛政十年戊午七月十二日、去年屋久島船を大原崎に破るの日、窃盜するを以て、国上村の小平太を牢に繋ぐこと二百日。

○ 官、横目種子島權左衛門等八名に錢を納めしむ、去年十二月廿四日、屋久島船を破るの日、処置宜しきを失ふに坐してなり。

○ 寛政十一年己未四月十二日、米を屋久島に輸すの船、國上の大原野に破るゝの時、彼の地に行きて當に監察すべきを失するに坐して、家老牧庄左衛門、上妻七兵衛、西村次郎兵衛、高崎孫兵衛、種子島三左衛門に銀各々十五匁を出さしむ。

○ 享和三年癸亥五月廿七日、砂坂塩屋の与市・中之塩屋の市十郎、喜平次をして益救島に到らしむ、官、塩を彼の地に煮んと欲し、奉行郡山權助・吉田与十郎、令を伝へて、其の業に堪ふる者を求むるを以てなり。

○ 文化元年甲子九月一日、大山・吉井・赤尾木の港を發して益久島に赴く。（罪人九人を護送す）

○ 文化六年己巳五月、大阪よりの公儀の流人十人可りを國中に放たんとす。流人到るの日、四五人を種子島に、五六人を屋久島に放たんとす。ゆえに預め領主及び屋久島奉行に命ずべしとなり、事、左に記す。

○ 文化十年癸酉七月十三日、米二石を武田休七に与ふ。天文者（注伊能

忠敬の屋久種子測量の時)の事を以て、鹿児府及び屋久島に往来し、且つ測量中、之に従つて勤労するを賞するなり。

○ 文化十一年甲戌二月四日、国老島津安房久備・久保平内左衛門之正をして此の地に居住せしむる事を命ず。左に聞く、久保平内左衛門事、子細これあり、種子島へ居住仰せ付けられ候に付き、屋久島帰帆船へ今日乗せ付け差越し、屋久島より小船取り仕立て送り越し、着船の上、役人へ引渡し候様申し渡し候条、其の通り申し渡され、島元佐渡屋敷辺士に差し置かるべく候。

右申し渡すべく候

(注)佐渡久照宗

安房

二月四日

○ 千六日、久保平内左衛門之正、屋久島より至る。すなわち草庵を上西之表花里崎に設けて、之に居らしむ。

○ 七月廿七日、屋久島の材を請ふの事を以て上書す。左に開く。

△ 久道 初め輔時・久徴・鶴袈裟・美濃・伊勢

(23代)

知覽才兵衛殿

廿三代久道・名跡

(松寿院)政事に當る

○ 文化十四年戊寅正月十五日、向に屋久島に送る罪人平六を迎へ取り、獄に下して、宜しく厳に警衛すべしと命ず。

○ 四月朔日、平山一郎太夫、種子島大五郎、罪人平六を捕へて屋久島より帰る。即ち獄に下す。

○ 文政五年壬午一月廿日、屋久島(宮之浦)の亀太郎の船、官米を載せて鹿児府に到り、回るに及んで風浪俄かに起りて、東西を知らず、遂に島間村大星崎に漂到して破る。鹿児府の士、相良甚五右衛門溺死……後略

○ 文政十三年庚寅正月十六日、慈遠寺焼失するを以て、上疏して、姑く屋久島の材を買ふことを止んと請ふ、事、左の如し。

口上覚

一、平木貳拾五万丁

一、杉完? 五丁

右二行、種子島慈遠寺諸堂、方丈、台所修補用の為、三ヶ年に一度づつ、屋久島御所より申受け來り候、文政十年亥正月十六日差出しにて

申受け候、御例の通り当年申受くる筈にて御座候處、去る五日の夜、諸堂並びに方丈、台所まで残らず焼失に及び、早速御届け申上げ候次第に御座候、右に付き、諸堂仮作り等、仕り申す筈に御座候へば、過分の入費にて、平木申受けの手便御座無く候に付き延御断り申上げ候、追々諸堂建立仕るべき儀に御座候故、其の節御頼み申上ぐべく候間、當年の儀は延御免仰せ付け下さる様、申上げ下さる儀、願い上げ奉り候、以上

文政十三年子正月十六日

寺見廻

西村甚四郎

右の通り申出候間、この段申上げらるべく候、以上

正月十六日 前田太兵衛

廿三代久道・名跡

(松寿院)政事に當る

○ 天保二年卯正月十一日、官、屋久島藏火消及び新橋棚門の守衛を命ず。

○ 天保三年壬辰閏十一月十四日、横目久木田主右衛門、屋久島より島間に到り、十五日赤尾木に達して、西村周左衛門が坂井村の周五郎を殺すの事を鞠問す。

○ 天保八年丁酉六月四日、本信院日香、屋久島より来つて大会寺に入院す。

○ 十二月十九日、上中之村、中之塙屋の長市をして科錢二百文を納めしむ、密かに屋久島に渡海す、之を坐するなり。

○ 同日、上中之村、中之塙屋の休蔵、揚げ船を召しあげ、旅行を止むること三年、屋久ノ人の宿を設け、米を買い与へ、かつ密かに屋久島に渡海す、此を以て之を坐するなり。

○ 天保九年戊戌二月廿五日、上中之村、中之塙屋の休蔵が船を收む、法を犯してしばしば屋久島に往来するを罰するなり。

○ 八月廿八日、初め屋久島に放たる所の公儀の流人弥三郎、当地に移

さるるを以て、本府の横目野村源兵衛、重田市助、之を送り来る。

○ 天保十一年庚子正月十六日、屋久島より飛船帰る。彼の地の訳者塚田

藤太郎来る。

△ 久珍 時珍・報七郎・彈正

(24代)

○ 天保十四年癸卯二月廿七日、西之村の鮫島五右衛門、増田村清淨寺に寺入三七日、法を犯して米を屋久島に商ふを坐するなり。五右衛門、米

を屋久島に商ふ長たり。家続を継ぐを賀し、一等を宥めて茲に及ぶ。

○ 弘化二年乙巳八月廿四日、公儀の流人小重太、竹藏、富三郎、幸吉、西之村の岩次郎なる者の舟を盗み、之に乗りて出奔す……中略……是に於て之を官に聞す、且つ隣島なるを以て、横目森周右衛門、物頭羽生岡

右衛門をして、屋久島に至りて之を索さしむれど得ず。

○ 弘化三年丙午七月十九日、屋久島の鰹舟一艘、茎永村に漂到す。曰く、舟中二十四人、十七日洋中に釣して、忽ち大風に遇ふ。故に放流して飲食を絶ち、死者十人、存者十四人、幸にして此の地に漂到す。而して起つこと能はざるもの数人なりと。即ち衣服を与へ、病む者は医をして薬餌を与へしむ、舟破れて乗るべからず。別に小舟を促して將に之を送らんとする時に、屋久島より之を尋ねる小舟到る。即ち之に乗りて帰る。事官に聞す。

○ 嘉永元年戊申十一月十六日、公儀の流人の船、屋久島より至る。横目加治木善之進・締方横目東郷勇助、福田助七、吾が横目西村直之進時義、西村十左衛門時弘、接伴を為す。

○ 嘉永四年辛亥六月四日、官吏白煙硝方見聞役渋谷甚十郎、下吏岡師代助、丁夫五人、屋久島より来る。

△ 久尚 童名鶴袈裟、初め以時

(25代)

頭は好太郎、水工三人、使人三人)、颶に安城村の洋に遇ふ。船岸に至りて遂に破れ、舟人僅かに身を以て免る。

○ 安政年己未正月七日、沖ノ永良部ノ代官山口九十郎書を贈りて告ぐ、榮虎丸の水梢平左衛門(種子島の産) 戊午十二月廿日、永良部島に客死すと。

○ 三月廿二日、上中之村の善助罰錢一貫文、米四斗、さきに米を屋久島の人に売るを以てなり。

○ 同日、上中村大川の岩太郎、罰錢五百文を納む、屋久島人の請に因つて、其の買ふ所の米を大川に運致するを以てなり。

○ 五月十八日、上中村の足輕河野嘉兵を罰して、淨光寺に寺入一七日、小田原孫藏の請に因つて、其の米を屋久島人に売るを以てなり。

○ 萬延元年庚申四月十五日、さきに祖母夫人、官に就いて塩を屋久島にひさがんことを請ふ。官、屋久島奉行をして其の可否を決せしむ、是に至りて官之を許し且つ屋久島奉行の官に奉る所の書を示す。左に挿入す。

○ 文久三年癸亥二月晦日、官告ぐ、頃日、英夷、長崎に抵りて、種子島・屋久島を測量せんことを請ふ。鎮台許さず、夷船又転じて江戸に指ふと云ふ、或いは種子島・屋久島等に至らんも亦知るべからず、若し至らば、則ち慎しんで、平日令する所を守り、軽々しく賣端を啓くこと勿れと、しか云ふ。

○ 元治元年甲子五月廿四日、聞く、頃日 官將に屋久島ノ產する所の物質を權せんとすと。因つて用頼み美代藤兵衛をして、我が船(八石船)を屋久島に遣すは、則ち其の由來する所あるものを分疏して、以て以往も亦旧慣に仍らんことを請ふ。原書左に記す。

○ 廿二日、上書して塩を屋久島にひさがんことを請ふ、官、之を許す。原書左に記す。

以上、『種子島家譜』II(鮫島本六冊)から屋久島関係の条項を抜書したが、出来れば原本によつて時代とその記事の背景を読んで頂ければ幸甚に存じます。